

自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人らについて、平成27年3月分までの避難費用（一時帰宅費用）のほか、平成31年3月分までの生命身体的損害（甲状腺検査等の検査費用及び通院交通費）が賠償された事例。

1602

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

- (1) 平成23年分
  - ア 精神的損害  
(平成23年3月11日から同年12月末日)
  - イ 生活費増加費用及び移動費用  
(平成23年3月11日から同年12月末日)
- (2) 平成24年分
  - ア 避難費用（一時帰宅費用）  
(平成24年1月1日から同年12月末日)
  - イ 生命身体損害（放射線検査費用）  
(平成24年12月26日)
  - ウ 避難雑費  
(平成24年1月1日から同年12月末日)
- (3) 平成25年分
  - ア 避難費用（一時帰宅費用）  
(平成25年1月1日から同年12月末日)
  - イ 生命身体損害（放射線検査費用）  
(平成25年3月19日及び同年8月15日)
  - ウ 避難雑費  
(平成25年1月1日から同年12月末日)

- (4) 平成26年分
  - ア 避難費用（一時帰宅費用）  
（平成26年1月1日から同年12月末日）
  - イ 生命身体損害（放射線検査費用）  
（平成26年2月23日及び同年8月23日）
  - ウ 避難雑費  
（平成26年1月1日から同年12月末日）
- (5) 平成27年分
  - ア 避難費用（一時帰宅費用）  
（平成27年1月1日から同年3月末日）
  - イ 生命身体損害（放射線検査費用）  
（平成27年5月16日及び同年8月28日）
  - ウ 避難雑費  
（平成27年1月1日から同年3月末日）
- (6) 平成28年分
  - 生命身体損害（放射線検査費用）  
（平成28年2月7日及び同年12月17日）
- (7) 平成29年分
  - 生命身体損害（放射線検査費用）  
（平成29年8月27日及び同年12月27日）
- (8) 平成30年分
  - 生命身体損害（放射線検査費用）  
（平成30年8月26日及び同年10月20日）
- (9) 平成31年分
  - 生命身体損害（放射線検査費用）  
（平成31年3月17日）

## 第2 和解金額

被申立人は、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金4,845,808円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- (1) 平成23年分
  - ア 精神的損害 680,000円
  - イ 生活費増加費用及び移動費用 1,280,000円
- (2) 平成24年分
  - ア 避難費用（一時帰宅費用） 156,800円
  - イ 生命身体損害（放射線検査費用） 44,800円

ウ 避難雑費	720,000円
(3) 平成25年分	
ア 避難費用(一時帰宅費用)	156,800円
イ 生命身体損害(放射線検査費用)	89,600円
ウ 避難雑費	720,000円
(4) 平成26年分	
ア 避難費用(一時帰宅費用)	156,800円
イ 生命身体損害(放射線検査費用)	62,000円
ウ 避難雑費	558,000円
(5) 平成27年分	
ア 避難費用(一時帰宅費用)	39,200円
イ 生命身体損害(放射線検査費用)	6,285円
ウ 避難雑費	126,000円
(6) 平成28年分	
生命身体損害(放射線検査費用)	9,917円
(7) 平成29年分	
生命身体損害(放射線検査費用)	22,212円
(8) 平成30年分	
生命身体損害(放射線検査費用)	12,117円
(9) 平成31年分	
生命身体損害(放射線検査費用)	5,277円

### 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金1,960,000円を支払い済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

(省略)

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年9月18日

(仲介委員 森 哲也)